

国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健康診査集団健診業務委託仕様書

1 件名

国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健康診査集団健診業務委託

2 目的

本業務は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、厚生労働省で定めるところの40歳～74歳の国民健康保険加入者に対し特定健康診査を実施し、生活習慣病の発症前の段階である内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の該当者、予備群を減少させるため、別に実施する特定保健指導を必要とするものを的確に抽出し、ひいては受診者の健康管理を図ることを目的とする。

また、後期高齢者医療保険加入者に対しては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、生活習慣病の早期発見に加え、残存能力の維持やQOLの向上による介護予防を目的とする。

3 契約期間・履行期間

契約期間：令和9年4月1日から令和10年3月31日

履行期間：令和9年6月1日から令和10年3月1日

4 実施日時・会場・人数

日程に関しては、同時に実施する健康推進課のがん検診実施事業者と協議の上、決定することとする。

実施する会場・時期・回数については、五條市街地（五條市役所他場所未定数か所）9回、西吉野コミュニティセンターで1回、6～8月に5回と11～1月に5回の計10回とし、今後調整のうえ決定する。

5 健診の種類

特定健康診査、後期高齢者健康診査とし、健診項目及び人数は下記 表1のとおりとする。

表1

健診項目	基本項目	730人
	貧血検査	730人
	心電図検査	730人
	眼底検査	129人

6 対象者

40歳以上75歳未満の国民健康保険加入者
後期高齢者医療保険加入者

7 委託料支払い方法等

支払いについては、実績をもとに精算するものとする。本市は委託金額について、受託者から健診結果報告を受けた後、確認し、毎月1ヶ月分の実績に基づき、国保連合会を通じて受託者に支払う。

8 実施方法

- (1) 被保険者からの事前予約制とし、申込先は本市とする。
- (2) 予約の締め切りを実施日の10日前とし、予約者の名簿を本市から受託者へ共有する。実施日までの期間で、定員を超過しない限りは、可能な範囲で予約の受付を継続する。新たな予約者が増えた場合は、随時、本市で予約者名簿を更新し、受託者に共有する。
- (3) 受診者へ事前に渡すものについては、受託者からあらかじめ本市へ納入し、本市から受診者へ発送する。受託者側で本市にあらかじめ渡すものとして①受診券（独自仕様の様式で必要な場合。）②問診票（受診券と一体になっている場合はこの限りではない）③尿検査キットを受託者は必要数準備し、随時本市に納入する。そのほか、事前に受託者へ発送が必要なものに関しては本市と受託者で打ち合わせし、協議することとする。
- (4) 健診会場の設営から片付けは受託者が行うものとする。受付時間15分前には会場の設営が完了し、スタッフの会場配置ができること。会場設営については、指定した部屋において、プライバシー等にも配慮し実施出来るように事前に検討しておくこと。また、当日は案内表示等、受診者への誘導を行い、スムーズに実施されるよう会場内の調整を行うこと。
- (5) 事故等が生じた場合は、その原因が受託者によるものであれば、受託者の責任のもと誠意をもって対応すること。
- (6) 当日の受付（名簿対照等）については、本市が行うものとする。
- (7) 当日の質問票の確認（聞き取りや記入漏れの点検）および回収は、受託者が行うものとする。
- (8) 尿検査は尿検査キットをあらかじめ受診者へ送付し、自宅で採尿してもらう。（採尿キットの料金は基本項目単価に含む。採尿キットの規格は指定しない。）
- (9) 結果通知については、受託者より総合判定し、通知書を作成したのち、本市から送付することとする。
- (10) 受診結果をデータにて管理し、結果一覧名簿及び結果表以外に、結果データ

をCD-Rにて提出する。

9 健診内容

特定健康診査に関しては別紙1「特定健康診査等内訳表」参照

後期高齢者健康診査については別紙2「健康診査等内訳表」参照

10 健康診査結果の判定について

国民健康保険加入者については、メタボリックシンドローム判定（基準該当・予備群該当・非該当・判定不能）を行うこと。

11 業務委託に関する一般的事項

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに本市（保険年金課・健康推進課）、がん検診受託業者と協議の上、日程を決定すること。
- (2) 受託者は、業務実施までに本市と打ち合わせを実施し、当日の集団健診の流れを想定し、動線の確認や会場の設営などを協議・決定すること。
- (3) 本業務に使用する帳票（本市へ提出する書面など）は、事前に本市の確認を受けること。
- (4) 本市が本業務の実施状況などを照会し、調査または報告を求めた場合は、受託者は速やかに対応すること。
- (5) その他、業務全般に関し仕様書に記載のない事項については、本市と協議し、十分に調整すること。

12 再委託等の禁止

受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部のみ、本市が承認した場合はその限りではない。

13 その他

- (1) 本市は、受託者が本仕様書の内容を履行しない場合または履行しない恐れが生じた場合、委託契約を解除することができるものとする。
- (2) 本業務を履行するにあたり、本仕様書の内容に疑義が生じた場合、又は本仕様書に記載されていない事項が生じた場合は、受託者と本市とで協議のうえ対処する。万一、受託者の一方的な解釈により本仕様書に反したときは、受託者がその責めを負い、本市の指示に従うこととする。
- (3) 本市において当該予算が否決又は削除された場合は契約を締結しないこととする。

14 その他契約履行に関する特記事項

別紙「個人情報等を取り扱う業務又は情報処理業務の委託契約に関する個人情報等取扱及び情報セキュリティ遵守特記事項」参照